

多度津町の

# 身寄りのない方に関わる 支援者・機関のため のガイドライン



令和6年9月



多度津町

社会福祉法人 多度津町社会福祉協議会



# 目次

1.	ガイドラインの目的と考え方	
	① ガイドラインの対象となる方	2
	② ガイドラインの目的	2
2.	身寄りのない方を支えるチームづくり	
	① 各支援者・機関の機能について	3～5
	【支援者】 民生委員・児童委員／介護支援専門員／成年後見人等／日常生活自立支援事業専門員・支援員／相談支援専門員／医療機関の相談員	
	【機関】 中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課／多度津町役場（高齢者保険課・在宅医療介護連携支援センター・健康福祉課・ひきこもり支援センター ルーチェ）／多度津町社会福祉協議会（地域包括支援センター・地域福祉課）	
	② 役割分担会議について	6
3.	相談場面と社会資源について	
	各種相談会	7
	当事者同士の交流の場を探している	7
	経済的に苦しく困っているとき	8
	生活困窮者自立相談支援／生計困難者に対する相談支援・フードバンク／生活保護／養護老人ホーム	
	住居に関して	8～9
	災害の備え	9
	身体的不調時	9
	安否確認	9
	理解力や判断力が衰えてきたとき	10
	SOS ネットワーク／日常生活自立支援事業／成年後見制度／成年後見制度利用支援事業／特定援助対象者法律相談援助	
	入院に関する支援と手続が必要なとき	11～13
	成年後見制度を利用している場合／判断能力が不十分だが制度を利用していない場合／判断能力が十分な方／医療行為への同意について／事前に準備しておいた方がよい事／身元保証等高齢者サポートサービス	
	退院時の支援が必要なとき	14
	死後対応に関する事	15
4.	資料編	
	制度・事業の補足説明	17～20
	成年後見制度（成年後見人等の役割／できないこと／死後事務）	
	多度津町の成年後見制度の利用に関する支援について	
	成年後見制度の検討について／日常生活自立支援事業／制度の概要表	
	各種支援シート（意思決定支援シート/役割分担シート/死後事務確認シート/お守り手帳）	

# 1. ガイドラインの目的と考え方

## ① ガイドラインの対象となる方

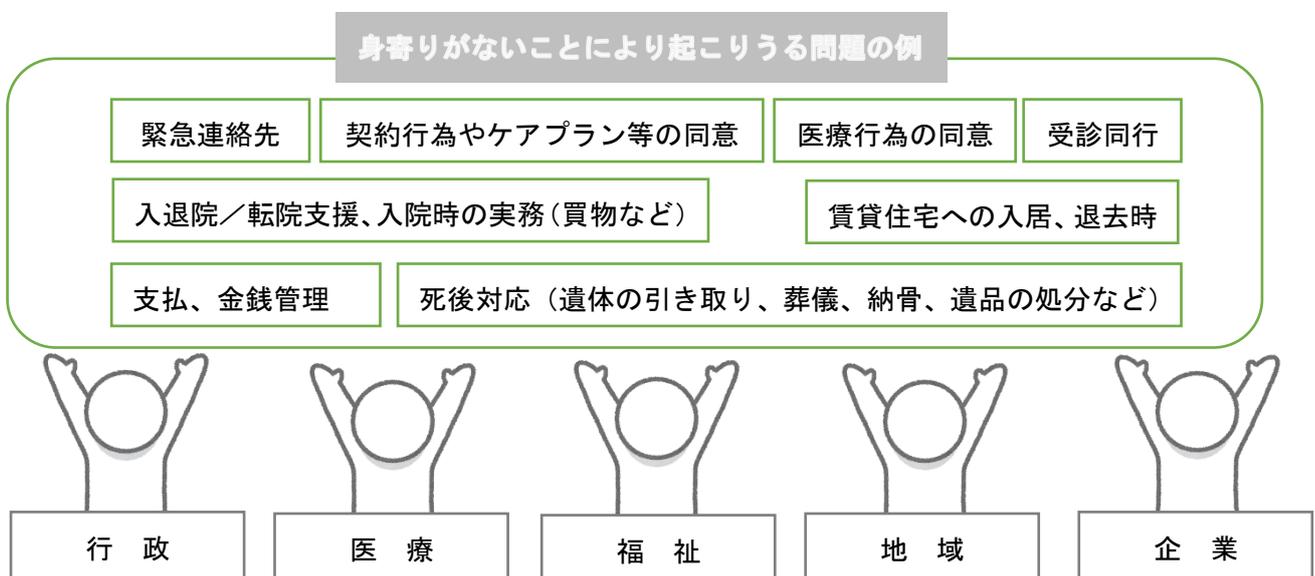
- ・ 家族や親族がいない方
- ・ 家族や親族に連絡が取れない方
- ・ 家族や親族の支援が受けられない方

支援に関わる機関や関係者の方は、このような背景のある方への支援を行う際に困難を感じる場合はガイドラインを活用してください。

## ② ガイドラインの目的

多度津町でも単身世帯・高齢者世帯が増え、「家族が居ても遠方のために直接の支援が得られない」「家族と連絡がつかない」などのケースも増加しています。令和4年に多度津町社会福祉協議会が町内の支援者（ケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員、入所施設、病院）へアンケート調査を行った結果、数年（2～3年）のうちに対応した身寄りのないケースは20件程あり、医療や介護の様々な場面で「困り事」に直面していたことがわかりました。また、アンケートをもとに開催した「おもいやりネットワーク会議」では、特定の支援者へ負担の偏りがあるためチームでの対応が必要であること、本人の意思決定を支援することの大切さと難しさに関する意見がありました。

身寄りのないこと、家族や親族がいても直接的な支援を期待できない状況は、珍しいことではありません。たとえ身寄りがなくても、必要な医療を受けたり、介護サービスを利用することは当然の権利として保障されなくてはなりません。また、支援者側もリスクや負担を軽減する必要があります。本ガイドラインにより、こうした課題が少しでも解消されることを目的としています。



## 2. 身寄りのない方を支えるチームづくり

### ① 各支援者・機関の機能について

地域には多様な支援者・支援機関があります。本人が安心して暮らし続ける体制づくりには、お互いにその機能や役割を理解し、特定の支援者に負担が偏ることがないようにチームづくりが必要です。

#### 支援者

##### ■民生委員・児童委員

生活に困りごとのある方や障害をお持ちの方、一人暮らしでいざという時に不安のある高齢者の方、子育てにお悩みの方などに対し、地域の身近な相談相手となり、また日々の活動のなかで見守りを行います。相談者の状況や要望に応じて、適切な関係機関から支援を受けられるよう「つなぎ役」になります。（民生委員・児童委員には、民生委員法に基づく守秘義務があります。）

##### ■介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護・要支援認定を受けた方やその家族の相談に応じ、心身の状況に応じた適切な介護保険サービスを利用し、自立した日常生活を送ることができるようケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整を行います。

##### ■成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）

認知症などにより正しい判断が難しくなってしまった人の「財産を守り」、「本人が安心して生活を送れる」ように必要なサービスの契約などを、本人の意志を尊重（意思決定支援）しながら代わりに行える権利を家庭裁判所から与えられています。意思決定支援は、支援者で構成するチームを通じて行います。

##### ■日常生活自立支援事業専門員・支援員

###### 【専門員】

困りごとや悩みごとについて相談を受けます。そしてご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。サービスの利用を始めてからも、支援計画を変えたい場合や心配な点があればいつでも相談に伺います。

###### 【生活支援員】

契約内容にそって、定期的に訪問します。訪問時に本人の相談に乗ったり福祉サービスの利用・手続や預金の出し入れをサポートします。

## ■相談支援専門員

障害を抱える方本人やその家族の困りごとをヒアリングし、その悩みに合わせた障害福祉サービスの情報を提供したり、支援内容を提案します。また、利用者本人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、最適な支援ができる事業所に繋ぐ役割を担っており、様々なサポートを行います。

## ■医療機関の相談員（医療ソーシャルワーカー）

医療機関の中で、患者さんや家族が病気や怪我、認知症や介護が必要となった場合に、その後の生活について必要な情報を提供したり関係機関との調整や連携を行います。

所在機関（急性期病院、リハビリ病院等）

## 機関

### ■中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課

町から生活保護を希望する町民の相談報告があった場合に、相談者が生活保護を受けるための要件を満たしているかについて判断を行います。具体的には、担当ケースワーカーが相談者や扶養義務者の自宅等に訪問し、生活状況を調査するとともに資産、稼働能力等及びその他制度の活用、扶養義務者の扶養の可能性などについて調査を行い、最終的な決定を行います。

相談窓口：☎0877-24-9960

### ■多度津町役場

#### 高齢者保険課

高齢者が利用できる福祉サービスや高齢者の権利擁護、また介護保険や国民健康保険・後期高齢者医療保険などについて、各種の相談・手続を行うことができます。

相談窓口：町役場1階 ☎0877-33-4488

#### 在宅医療介護連携支援センター

住み慣れた地域で、様々な資源を活用し在宅での生活を支援するためには、地域の医療と介護の関係機関の連携が重要とされています。医療と介護が一体的に協力していくために、多機関・多職種連携を推進することを目的としています。

住民の方の、連携に関するご相談も受けています。

相談窓口：町役場1階 高齢者保険課内 ☎0877-33-4488

#### 健康福祉課

障害者のための福祉サービス・福祉医療・障害者手帳や各種手当などに加え、自立支援医療、権利擁護、民生委員・児童委員協議会、ひきこもり支援、自殺対策、生活保護（生活困窮）、その他福祉に関すること全般についての相談や手続き、広報啓発等を行っています。

相談窓口：町役場 1階 ☎0877-33-1134

### ■ひきこもり支援センター ルーチェ（多度津町委託事業）

ひきこもりの問題を抱えている町民の方が気軽に悩みを相談できるよう町から委託している、ひきこもり専用相談窓口です。精神保健福祉士や看護師等の専門職が当事者やご家族の方の相談に応じます。相談方法については、来所または訪問して世帯の状況を詳しくお聞きしながら、現状の解決に向けたサポート等を行います。

連絡先：☎0877-85-3347

### ■多度津町社会福祉協議会

#### 地域包括支援センター（高齢者に関する総合相談）

主に高齢者の「介護に関すること」「健康に関すること」「医療に関すること」「認知症に関すること」「生活に関すること」など、また「困っているが、どこに相談したらいいかわからない」などの相談をお聞きします。相談を受けて適切なサービスや機関の紹介、解決に向けた支援を行います。

相談窓口：町民健康センター 1階 ☎0877-33-1138

#### 地域福祉課（成年後見支援センターたどつ／生活あんしんセンター）

成年後見や日常生活自立支援事業など権利擁護に関すること、生活困窮に関すること、支え合いの地域づくりやボランティア活動に関する事など、地域において人びとが安心して暮らせるような様々な相談支援を行います。

相談窓口：町民健康センター 2階（湯楽里内） ☎0877-32-8501

関係者、関係機関それぞれに業務上の役割がありますが、お互いが少しずつ業務以外の負担を分け合う、そんな形のチームを作ることができれば、本人も安心して過ごすことができるのではないのでしょうか。

また、対象者となる方に対しても、できるだけ早い段階で準備に対する「気づき」への促しも大事になってきます。本人が準備し、周りが支える、そんな地域づくりを皆さまでしていきたいと思います。



## ② 役割分担会議について

身寄りがないことで発生する問題の根底には、これまでの医療・介護・福祉が家族による支援を前提としてきたことと、本人の希望や“本人ならこう言うのではないか”といった推定意思を伝える仕組みが無かったことがあります。

身寄りのない方を支援するためには、ご本人の意志が表明できる段階で話し合いを行い、支援者による役割分担を決めておくことが重要です。そのためにはご本人に「どんなことが困ることになるのか」を知っていただいた上で、関わる支援機関や医療機関において、できるだけ早期にチームづくりを進めることが求められます。

本ガイドラインでは、チームづくりの話し合いを21ページ以降に掲載している「支援シート」を活用し、行っていただくことを勧めています。このシートを活用した話し合いは、身寄りのない方への支援に関わっている方であれば、だれでも関係機関等に呼びかけることが可能です。必要と思われるタイミングで活用し、できるだけその人らしさを大切に「支援シート」を作成しましょう。対象となる方の中には、既にご自分で「エンディングノート」等を作成されている方も居られるかもしれないので、確認してみてください。2種類の「意思確認シート」に関しては、ご本人と支援担当者が1部ずつ保管するようにしましょう。

下記の表は行政・社協が参集を呼びかける場合の対象者と窓口の例になります。対象者の条件①～③に当てはまる前に呼びかけ、シートを作成いただくことが理想ですが、条件があてはまる方を担当し、シート作成が未だの場合は各窓口へご相談ください。

対象者	<b>下記のすべてに当てはまる場合</b> ①本人の判断能力に低下がみられ、意思決定に支援が必要となっている ②身寄りがない、又は遠方・疎遠のため、キーパーソンとして動ける人がいない ③施設入所や入院の可能性が高くなっている			
	被後見人等	介護保険サービス利用者	障害者福祉サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業契約者</li> <li>・生活保護受給者</li> <li>・その他（サービス等未利用で、本人または関係者から相談があった場合）</li> </ul>
相談者	本人・後見人等	本人・ケアマネジャー	本人・相談支援事業所	本人・中讃保健福祉事務所・医療機関・民生委員等地域の支援者
窓口	成年後見支援センター たどつ（社協）	地域包括支援センター	健康福祉課	健康福祉課・高齢者保険課・社協（地域福祉・包括）

# 3. 相談場面と社会資源について

## 各種相談会

多度津町では、定期的に様々な専門職による相談会を実施しています。日程は町広報にてご確認ください。

相談名	内容	日時	場所・連絡先
こころの相談	「何をしても気分が晴れない」「家族のことで不安が強くてどうしていいかわからない」等こころの悩みを抱える方を対象に精神保健福祉士が相談をお聞きします。	毎月 第3木曜日 13:30～ 16:00 ※予約優先	地域交流センター1階 ルーム3 ☎ 33-1134 町役場健康福祉課
障害者生活相談	「自分に使える障害に関するサービスや制度を知りたい」「日中活動の場を探したい」等の悩みを抱える方を対象に相談支援専門員が相談を行っています。	毎月 第4木曜日 13:30～ 16:30	地域交流センター1階 ルーム3 ☎ 33-1134 町役場健康福祉課
身体障害者相談	「身体障害による生活の悩みがある」「身体障害者の会に入りたい」等の思いを抱える方を対象に身体障害者相談員及び当事者が相談を行っています。	毎月 第2火曜日 13:30～ 15:00	地域交流センター1階 ルーム3 ☎ 32-3063 多度津町身体障害者の会
高齢者相談 (法律相談)	高齢者等が抱える様々な問題に対し、弁護士が助言を行う相談会です。	毎月 第3木曜日 10:30～ 12:00 ※要予約	町民健康センター2階 湯楽里内 ☎ 32-8501 町社会福祉協議会
成年後見制度 ・遺言相談	「後見人ってどんなことができる?」「利用するにはどうしたら良い?」などの基本的な事から専門的な内容までを実際に後見業務に関わる弁護士、司法書士、社会福祉士に直接相談ができます。	毎月 第3金曜日 13:00～ 15:00 ※予約優先	町民健康センター2階 湯楽里内 ☎ 32-8501 町社会福祉協議会

## 当事者同士の交流の場を探している

### 《ひとり暮らし circle (サークル)》

近くに頼れる親族等がない方で、これから(終活など)の事を考えたい方同士がつながり、仲間づくりをする場です。月1回、1時間程度お茶とおしゃべりを楽しみ、ときどき勉強会もします。

窓口：町社会福祉協議会 ☎0877-32-8501

# 経済的に苦しく困っているとき

## 《生活困窮者自立相談支援事業》

「生活に困っている」「働きたくても働けない」「仕事を辞めて、家賃が払えない」「将来が不安…」など、生活や就労などでお困りの方の一人ひとりにあった解決方法を一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けて支援します。

窓口：生活あんしんセンター（町社協） ☎0877-32-8501

## 《生計困難者に対する相談支援事業・フードバンク事業》

「電気が止まってしまう」、「食べるものがない」など様々な事情によって緊急に対応が必要な方の相談をお聞きします。※生活保護を受給されている方は対象外です。

窓口：町社会福祉協議会 ☎0877-32-8501

## 《生活保護》

「自分が生活保護を受けられるかわからない」「生活保護を申請したい」等生活保護に関する相談は多度津町健康福祉課で行っています。相談者の方の実情をヒアリングさせていただき、中讃保健福祉事務所に相談内容を報告します。後日、中讃保健福祉事務所による面談や調査が行われます。

窓口：町役場健康福祉課 ☎0877-33-1134

中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課：☎0877-24-9960

## 《養護老人ホーム》

環境上の理由及び経済的理由により在宅において生活することが困難な身寄りのない方を対象とする入所施設です。適切な生活支援を行い、自立した生活が可能となります。

窓口：町役場高齢者保険課 ☎0877-33-4488

# 住居に関して

## 《住居確保給付金》

離職などで住居を失い生活に困っている方、失うおそれの高い方に対し、安心して就職活動ができるように一定期間の家賃を行政から大家さんに支給する制度です。※受給には収入等や就職活動に関する要件があります。

窓口：生活あんしんセンター（町社協） ☎0877-32-8501

## 《ほのぼの荘》

独立して生活することに不安のある高齢者が入居し、安心して、健康で明るい生活を送れるよう支援する施設です。

窓口：町役場高齢者保険課 ☎0877-33-4488

## 《公営住宅》

居住する場所がなく住宅に困っている低所得の方のために、町や県が賃貸している住宅です。募集できる住宅があれば入居者募集が行われます。 ※ 申し込みには収入等の条件があります。

町営住宅への入居 窓口：町役場建設課 ☎0877-33-1112

県営住宅への入居 窓口：香川県営住宅センター ☎087-832-3587

## 災害の備え

### 《避難行動要支援者》

要配慮者のうち、災害時に自力で避難することが困難であり、避難行動に特に支援が必要な要介護者・障害者などの方々が、避難支援等関係者や地域住民の方による支援が受けられるよう、平時から対象となる方々の名簿を作成し、関係機関や地域の支援者と共有しています。

窓口：町役場総務課 ☎0877-33-1110

## 身体的不調時

### 《おもいやり高齢者緊急通報装置貸与事業》

ひとり暮らしをしている高齢者などの緊急時（急病や事故など）に、家族などの支援者が迅速に対応できるよう、緊急通報装置を貸出しています。健康・介護に関するご相談にも、看護師が24時間体制で対応してくれます。（利用料あり）

窓口：町役場高齢者保険課 ☎0877-33-4488

## 安否確認

### 《おもいやり声かけ・見守り活動事業》

65歳以上の高齢者世帯等の方に対し、週1回程度の電話による日常的な声かけや、月1回程度ボランティアによる訪問で安否確認を行います。

窓口：町社会福祉協議会 ☎0877-32-8501

### 《おもいやり配食サービス・障害者等配食サービス》

在宅の虚弱なひとり暮らしの低所得高齢者、何らかの援護を必要とする低所得高齢者及び障害者世帯に対し、栄養バランスのとれた昼食用又は夕食用弁当を定期的に提供するとともに、日常の安否を確認します。

※対象者に所得や介護認定などの要件があります。（利用料あり）

申請窓口：町役場高齢者保険課（高齢者） ☎0877-33-4488

町役場健康福祉課（障害者） ☎0877-33-1134

申請後の窓口：町社会福祉協議会 ☎0877-32-8501

# 理解力や判断力が衰えてきたとき

## 《おもいやり SOS ネットワーク》

行方不明者の早期発見と保護を目的に、認知症等により行方不明になる恐れのある方を事前に登録しておくことで、いざというときには協力機関等に行方不明者の情報を配信し、可能な範囲で検索にご協力いただけるネットワークを構築しています。

窓口：町役場高齢者保険課 ☎0877-33-4488

## 《日常生活自立支援事業》

軽い認知症や知的障害、精神障害などにより、一人では日常の生活に不安のある方を対象に、福祉サービスを利用する際の手続や預金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払手続、年金や預貯金通帳など大切な書類の管理などの支援を行います。（利用料あり）

窓口：成年後見支援センターたどつ（町社協） ☎0877-32-8501

## 《成年後見制度》 制度の説明や、利用の支援に関する内容は17～20ページを参照

認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が不十分となっている方の権利を守る制度です。成年後見人、保佐人、補助人が財産管理や必要なサービスの利用契約などを支援する事でご本人の権利と生活を守ります。

窓口：成年後見支援センターたどつ（町社協） ☎0877-32-8501

地域包括支援センター（町社協） ☎0877-33-1138

町役場健康福祉課 ☎0877-33-1134

町役場高齢者保険課 ☎0877-33-4488

## 《成年後見制度利用支援事業》

重度の認知症高齢者や知的障害等の方など、成年後見制度の利用が必要な方で、配偶者や親族等がない場合などには、町長が成年後見等開始の審判の申立てを行います。また成年後見人等の報酬を支払うことで生活できない方は、報酬部分について助成を行っています。

窓口：町役場高齢者保険課 ☎0877-33-4488

町役場健康福祉課 ☎0877-33-1134

## 《特定援助対象者法律相談援助》

認知機能が十分でない方で自己の権利の実現が妨げられているおそれのある方を対象に、特定援助機関の支援者（自治体・社会福祉協議会・地域包括支援センター・介護保険法上のサービス事業者・障害者総合支援法上のサービス事業者等）からのお申込みで弁護士・司法書士がご自宅や入所施設等への出張法律相談を行う援助です。※相談料は1件につき5,500円ですが、一定の資力基準以下の方は無料で相談が可能です。

窓口：法テラス香川 ☎0570-078393

# 入院に関する支援と手続きが必要なとき

## ■成年後見制度を利用している場合

医療機関は成年後見人等に、緊急連絡先となるか確認します。成年後見人等が選任されていても、緊急連絡先となりえる親族等がいる場合もあり、誰が緊急連絡先となるか、親族や成年後見人等の間で確認が必要です。なお、成年後見人等が緊急連絡先とならない場合でも、状況が変化した場合は成年後見人等へ伝えます。

### 救急車の要請をした場合

●各施設・事業所、機関で救急車要請までのマニュアルを作成しておくことが望ましい

#### 救急要請を行った者は

- ・救急隊員へ成年後見人等がいる事を伝え、事前に協議しておいた緊急連絡先（親族が緊急連絡先の場合もあります）について伝える
- ・救急車への同乗（もしくは同行）は必ずしも必要はないが、搬送先を確認して関係者（成年後見人等）へ伝える

### 医療機関

#### 【緊急連絡先】

親族が緊急の連絡先となる場合でも本人の状況等や治療の経過等については成年後見人等へ伝える。

#### 【入院計画書の説明】

- ・本人
- ・成年後見人等

#### 【必要な物品の準備】

成年後見人等は必要物品を準備する等の事実行ではなく、有償サービスを手配することが役割であるが、依頼したい具体的な内容を相談すること。

●医療機関としては必要物品について院内で購入やレンタルができる環境にあることが望ましい

#### 【入院費の支払い】

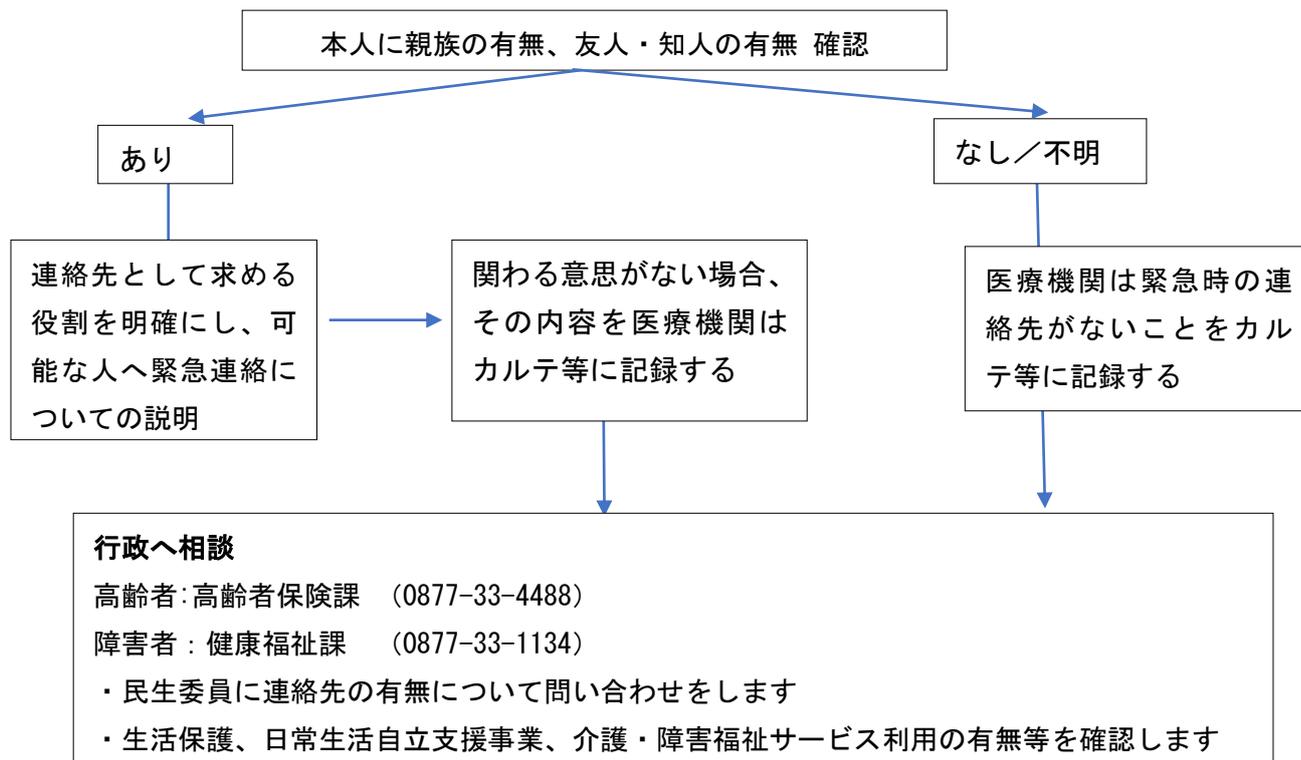
成年後見人等による支払い代行（保証人にはならない）

#### 【医療行為への同意について①】

医療同意は本人のみが行える権利で、たとえ後見人等が選任されていたとしても代行に行わせることはできません。医療機関においては、厚生労働省が示しているガイドライン（16ページ参照）の考え方を踏まえ、身寄りがない人へのマニュアル作成や臨床倫理委員会などの体制整備を行うことが有効です。（【医療行為の同意について②】へ続く）

## ■ご本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

次のフローチャートを参考に親族や友人知人の有無等を確認し、ご本人の意向を確認した上で緊急連絡先となれる人がいるかを確認します。



### 【入院計画書の説明】

- ・ 本人
- ・ 本人へ意向を確認した上で説明を希望するもの

目や手が不自由などの理由でご本人から代筆の依頼があった場合、第三者が本人名義で代筆してもかまいません。その場合、ご本人署名欄の他に代筆者の署名欄を設けておきます。

### 【医療行為の同意について②】

関わっている医療・介護・福祉等の支援者がご本人にとって最善な方法について話し合うことが必要です。本人の意思確認シートやエンディングノート等が事前に作成されていればそれを参考にします。ない場合は、シートを活用して意思決定支援をチームで行っていきましょう。

### 【必要な物品の準備】

- ・ 連絡先へ相談

### 【入院費の支払い】

- ・ 本人に普段の管理方法を確認

日常生活自立支援事業、成年後見制度の相談は成年後見支援センターたどつ（多度津町社会福祉協議会）へ  
※ただし、支払代行が可能となるまでに時間が必要です

## ■ご本人の判断能力が十分な場合

フローチャートを参考に親族や友人知人の有無等を確認し、ご本人の意向を確認した上で緊急連絡先となれる人がいるかを確認します。連絡先がない場合は、その旨記録の上、考えられる緊急対応について、本人の意思決定を支援します。

## ●事前に準備しておいた方がよい事

### 《緊急連絡先に変化がないかの確認》

連絡先について確認した時から数年たつと相手の方の状況も変化している場合がありますので、定期的に確認することをお勧めします。

### 《お守り手帳の記入・活用》 配布窓口：高齢者保険課、地域包括支援センター

緊急や災害などで、突然、会話が困難な状態となった場合にも、自分の名前や家族の連絡先、かかりつけの病院など、救急隊員の質問に回答できなくても一目でわかるようにしておくためのものです。

### 《入院セットの準備》

在宅生活の支援に関わる関係者は、日頃からご本人へ入院に必要な物品を事前に準備しておく必要性を説明し、必要に応じて準備の支援をします。

#### 【準備物の例】

- ①診察券・保険証等（コピー可）
- ②お薬手帳（コピー可）
- ③水分補給の飲物（病院の規定による）
- ④スリッパなど履物（歩行がおぼつかない方は安全に配慮したスニーカー）
- ⑤普段使っている眼鏡・義歯ケース・義歯洗浄剤など
- ⑥衣類、パジャマや下着・靴下など
- ⑦洗面用具（歯ブラシ・歯磨き粉・歯磨き用コップ・義歯ケース・洗浄剤等）
- ⑧シャンプーとリンス、くし
- ⑨タオル類3種（ハンドタオル・フェイスタオル・バスタオル）
- ⑩水筒もしくは飲み物カップ
- ⑪箸・スプーン
- ⑫箱ティッシュ
- ⑬リハビリパンツ・パッド など

※⑥以下は、ご本人が洗濯できる状態にある場合を除き、経済的に可能なら有償サービス（医療機関に確認してください）の積極的な活用で、迅速に間違いなく消耗品等の補充が成されるよう支援するのが得策である。ただし、衣類については退院時に着用できるよう用意する。

### 《身元保証等高齢者サポートサービス》

入院や介護施設への入所に際して、お金等の心配がある方のために、支払を一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になったりしてくれるサービスです。その際に支払いを一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になってくれる人を身元保証人と言います。基本的に身元保証人がいなくても入院や介護施設等への入居は可能です。（厚生労働省 パンフレットより）

民間事業者、NPO法人等で行っているところがありますが、多額の預り金や費用を請求されたり、事業者が倒産する可能性もあるので、ご注意ください。費用については、ホームページ等で確認してください。

# 退院に向けての支援が必要なとき

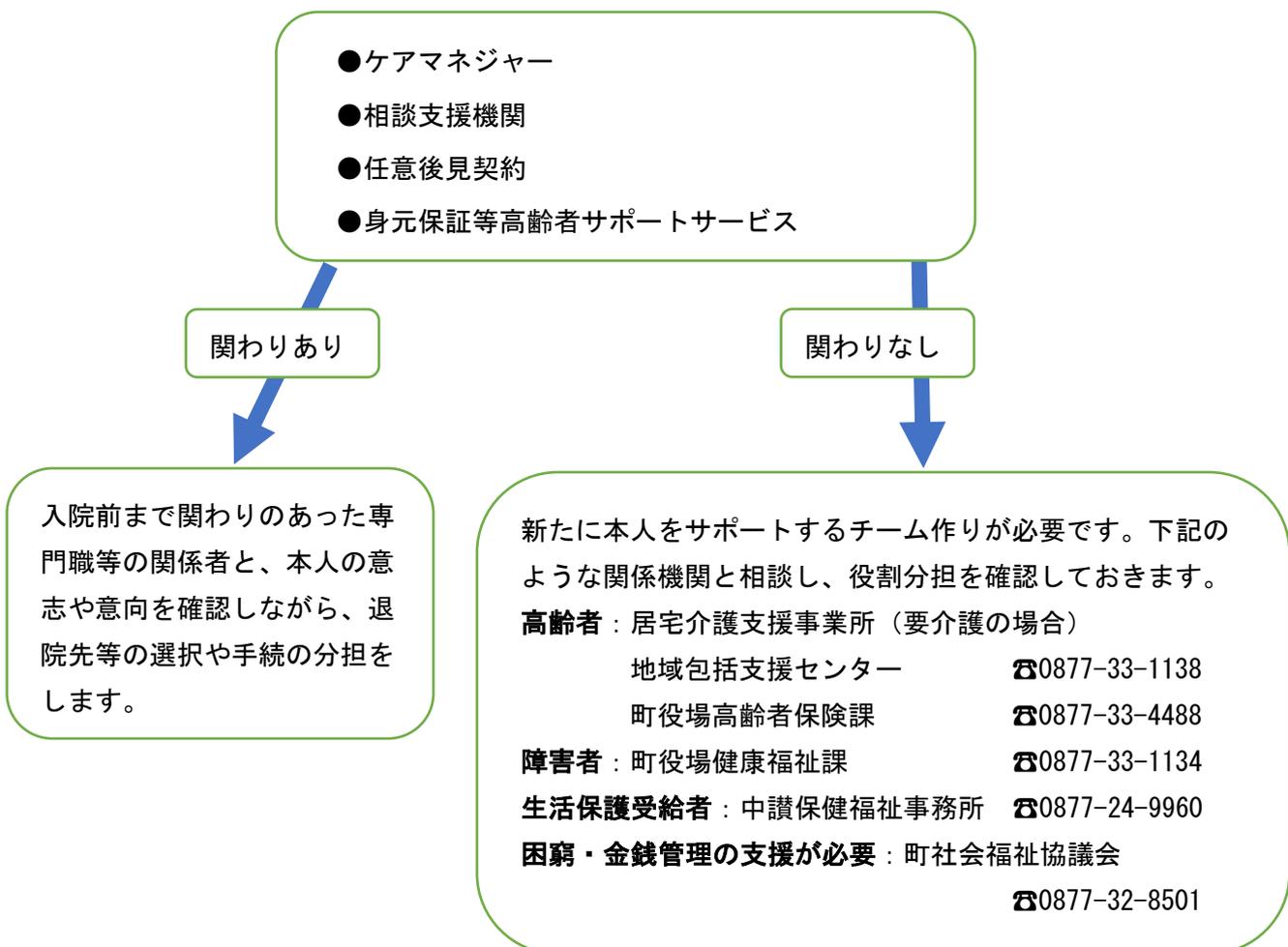
## ■成年後見制度を利用している場合

ご本人の意向を確認した上で、成年後見人等に相談します。転院・退院する場合の医療・福祉サービスの契約は、成年後見人等の業務です。退院後に必要と思われるサービスや選択肢について成年後見人等に説明します。

なお、成年後見人等は居室の明け渡しや転院・退院の付添いのような事実行為を、業務として行うものではありません。しかし、必要に応じてこれらを行うサービスを手配するのは成年後見人等の業務に含まれますし、契約の締結のために付随する事実行為を実施する等の対応を行っている場合もあります。依頼したい具体的内容を伝え、相談してください。

## ■本人の判断力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

サポートするチーム作りが必要です。必要に応じて「支援者役割分担シート」を活用し、関係機関と役割分担を確認しておきます。成年後見制度の利用準備を含めた退院支援によってスムーズに進むケースもありますので、制度の必要性については10ページに記載している相談窓口へご相談ください。



## ■ご本人の判断能力が十分な場合

退院支援が必要な場合は、退院先や退院後の生活等についてご本人と相談します。その際、上記の図の項目を確認しておいてください。

# 死後対応に関する事

時機を見つつ、本人の希望を確認しながら支援者間で死後事務確認シートを活用し、話し合いをしておくことが大事です。

## ■成年後見制度を利用している場合

他に行える者がいない場合、後見、保佐、補助類型のうち、後見類型については家庭裁判所の許可の上、成年後見人が一部の死後事務（火葬や埋葬に関する事 葬儀に関する権限はない）を行うことができるため、後見類型の場合には成年後見人に相談してください。

## ■成年後見制度を利用していない場合

身寄りのない方や親族に引き取り拒否をされた「墓地埋葬法第9条」に基づき、自治体が火葬手続きを行います。また、葬祭費用等については、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定を準用し、本人の所持金から充当し不足分があれば、ご遺骨・遺留品の引き取りと合わせて相続人に依頼することとなります。

## 墓地埋葬法第9条とは・・・

死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。

※行旅死亡人（本人の身元が判別できず、かつご遺体の引き取り手がない死者）の対応についても、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき、死亡人が発見された自治体が火葬手続き等（直葬）を行います。

## 相談窓口：健康福祉課 0877-33-1134

※町外の医療機関等で亡くなられた場合は、その医療機関等のある自治体が行うようになります。

## 〈死後事務委任契約〉

死後事務委任契約とは、「死後に行わなければいけない相続以外の事務」の手続を、生前に第三者に任せる契約のことをいいます。上記の自治体が行う火葬は直葬となるため、葬儀、諸手続き、知人への連絡をしてくれるとは限りません。ご本人に葬儀・埋葬、賃貸物件の清掃・明け渡し、遺品の整理など希望されることがあるのなら、死後事務委任契約を結んでおくこともご本人の安心材料の一つとなります。

頼む相手は特に制限はありません。遠戚や知人でも、依頼できる人がいれば、事前に伝えて契約をお願いしますことができます。また、弁護士、司法書士といった士業のほか、NPOなどの団体でも死後事務委任契約を扱っているところがあります。ただし、死後事務委任契約を第三者と結ぶ際は費用がかかること、依頼する内容が多岐にわたることからも、ご本人が信頼できる相手を選ぶことが大切です。

## 4. 資料編（目次）

### ■制度・事業の補足説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～20

- ・ 成年後見制度
- ・ 多度津町の成年後見の利用に関する支援について
- ・ 成年後見制度の検討について／日常生活自立支援事業／制度の概要表

### ■各種支援シート

- ・ 意思決定支援シート  
    あなたの意思確認シート～医療・ケア・最期の迎え方編～  
    あなたの意思確認シート～亡くなった後のこと編～
- ・ 役割分担シート
- ・ 死後事務確認シート

### ■意思決定支援等に係る医療分野のガイドライン（下記のHPで確認してください）

- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02783.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html)（厚生労働省ホームページ）



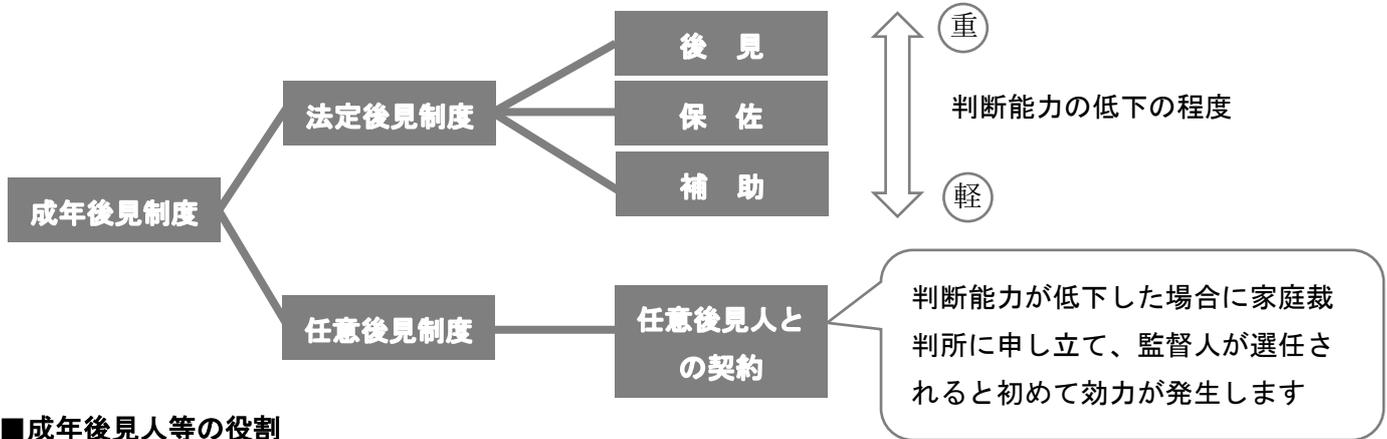
- ・ 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定支援が困難な人への支援に関するガイドライン

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/miyorinonai-hitohenotaiou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/miyorinonai-hitohenotaiou.html)（厚生労働省ホームページ）



## 【成年後見制度】 成年後見制度は2つの制度から成り立っています。

「法定後見制度」は、既に判断能力が不十分な方に家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が支援をします。「任意後見制度」は本人に十分な判断能力があるうちに、将来に備えて自ら選んだ代理人（任意後見人）に代理権を与える契約を公正証書によって結んでおくものです。



### ■成年後見人等の役割

成年後見人等は、ご本人の生活・医療・介護・福祉など、身のまわりの事柄にも目を配りながらご本人を保護・支援します。具体的には、ご本人の不動産や預貯金等の財産を管理したり、ご本人の希望や身体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な介護・福祉サービスや医療が受けられるよう、利用契約の締結や医療費の支払などを行ったりします。この制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。

### ■成年後見人等ができない（職務範囲外の）こと

#### 事実行為

介護、家事、買物、退院等の付添いなど

#### 保証人となること

身元保証人・身元引受人・連帯保証人等になることはできません

#### 医療行為の同意

手術・治療などについては、本人に決める権利があります。また、遺言、婚姻、離婚、認知、養子縁組なども本人だけの権利です

#### 身体拘束の同意

緊急ややむを得ない場合の対応として身体拘束が認められる（緊迫性、非代替性、一時性をすべて満たす）場合には、施設全体で検討し、本人や成年後見人等に詳細に説明し、その都度記録をつけるようにすることが求められています

### ■成年後見人による死後事務

生前のサポートを担うのが成年後見人です。死後の業務は成年後見人の業務範囲外なため、基本的に死後事務は行いません。ただし、必要があるときは、本人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、(1)相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行

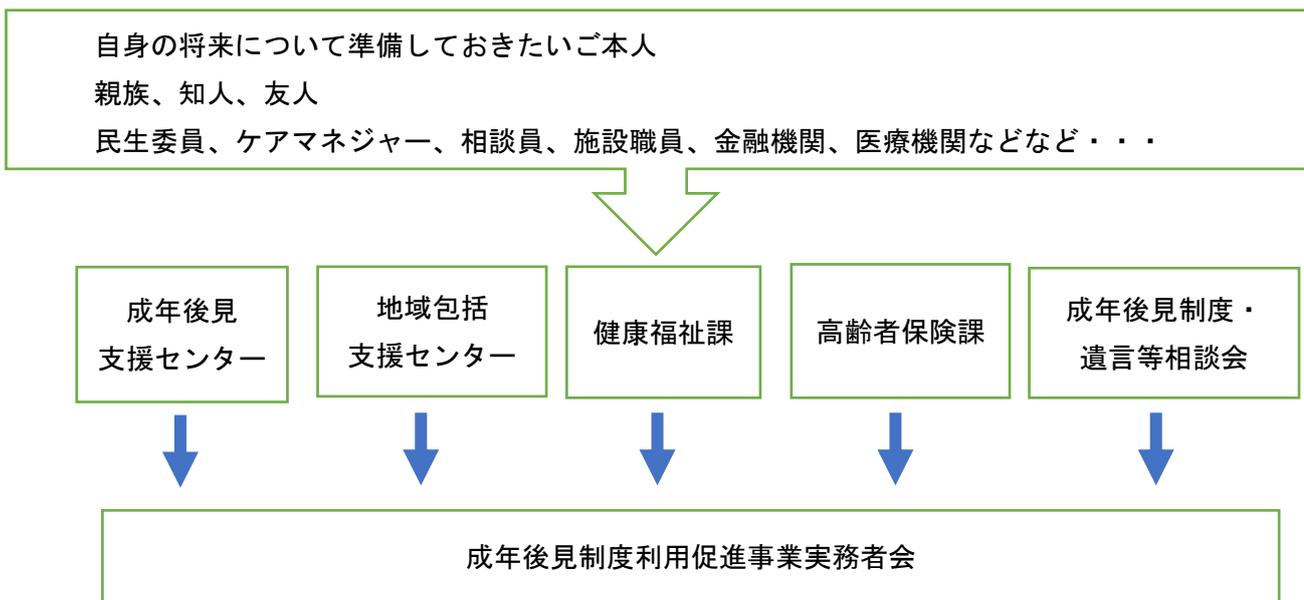
為、(2) 相続財産に属する債務(弁済期が到来しているものに限る。)の弁済及び(3) 本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為(上記(1)及び(2)の行為を除く。)を行うことができます。このうち上記(3)に該当する行為をするには、家庭裁判所の許可が必要です(民法 873 条の 2)。上記(3)に該当する行為(許可を要する行為)の具体例は、以下のとおりです。

- ・ 本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結(葬儀に関する契約は除く。)
- ・ 債務弁済のための本人名義の預貯金の払戻し(振込により払い戻す場合を含む。)
- ・ 本人が入所施設等に残置していた動産等に関する寄託契約の締結
- ・ 電気・ガス・水道の供給契約の解約 など

(出典：裁判所 HP より)

## 【多度津町の成年後見制度の利用に関する支援について】

多度津町の成年後見制度に関する相談窓口は 4 ヶ所、専門職による個別相談会が月 1 回あります。相談後は、必要性に応じて「成年後見制度利用促進事業実務者会」にてケース検討を行い、その中で町長申立てについても検討していきます。



出席：弁護士、司法書士、社会福祉士、健康福祉課、高齢者保険課、地域包括支援センター、成年後見支援センター等

①各窓口、相談会に寄せられた相談ケース（主に親族申立の相談）の共有

②検討が必要なケースについて

- ・ 成年後見制度の必要性の判断と課題の整理
- ・ 適切な申立ての調整（町長申立の検討含む）
- ・ 適切な後見人等候補者の調整



**町長申立について：**必要書類の準備や親族調査等を要する関係上、相談～申立、家裁にて成年後見人等の審判がおきるまでに 3～4 ヶ月程度かかる事が多いです。※あくまで目安です。状況により期間は変わります。

## 【成年後見制度の検討について】

下記のチェックシートを参考に、日常生活自立支援事業と成年後見制度の活用についてご検討ください

<b>成年後見制度の活用チェックシート</b>	
☆だけに✓がある場合は、日常生活自立支援事業でも対応可能です。□に✓が一つでもある場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。	
<b>1. 判断能力</b>	
① 何らかの認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している（補助相当）	☆
② 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる（保佐相当）	☆
③ 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする（後見相当）	□
<b>2. 財産管理</b>	
① 日常的な金銭管理に支援が必要	☆
② 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう	☆
③ 年金・手当等の受取り手続きが必要	☆
④ 生命保険などの請求手続きが必要	□
⑤ 税金の申告が必要	□
⑥ 賃貸借契約の手続きが必要	□
⑦ 高額な買物をしたり、消費者被害にあったりしたことがある	□
⑧ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要	□
⑨ 借金や他人の保証人になってしまう	□
⑩ 借金の整理、ローンの返済が必要	□
⑪ 遺産分割（相続を受ける）手続きが必要	□
⑫ 裁判所の手続きが必要	□
⑬ 親族や親族以外から財産侵害がある	□
<b>3. 身上保護</b>	
① 介護保険サービス・福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能	☆
② 介護保険サービス・福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要	□

## 【日常生活自立支援事業の留意点】

### ■判断能力

契約については、（１）契約能力（年金などがどの通帳に入金されているか答えることができるなど）、（２）本人の利用意向、（３）契約の必要性を確認のうえ、締結することになります。

## ■財産管理

日常生活の範囲内に限られており、取消権がないため悪徳商法の被害などによる対応については限界があります。

## ■身上保護

福祉サービスの内容が理解できる場合は本人契約を支援する事は可能ですが、内容が理解できず本人に代わって契約が必要な場合はこの事業の範囲を超える事項になるため、成年後見制度の導入が必要になります。

## 【成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要表】

	法定後見制度	任意後見制度	日常生活自立支援事業
対象者	精神上の障害により判断能力が ・ 欠く状態にある人（後見） ・ 著しく不十分な人（保佐） ・ 不十分な人（補助）	判断能力が十分な人	精神上的の理由により判断能力が不十分な人（契約ができる程度）
手続	家庭裁判所（以下、家裁と記載）に申立て	①公証役場※で公正証書作成 ②判断力が低下したら家裁へ監督人選任の申立て	多度津町社会福祉協議会に相談・申込み
費用	・ 申立費用（申立人負担） 登記手数料、鑑定費用等 ・ 報酬（本人の財産から負担、金額は家裁が決定） ・ 後見の事務に関する費用（本人の財産から負担）	・ 公正証書作成費用 手数料、印紙代等 ・ 任意後見人、任意後見監督人の報酬 ※任意後見人への金額は契約の内容により予め決めておく	・ 契約締結までの相談は無料 ・ 実際の支援に対して1時間程度1500円の利用者負担 ※生活保護受給者は無料
支援者	成年後見人・保佐人・補助人	任意後見人（任意後見監督人）	専門員・生活支援員
支援内容	・ 財産管理（預金管理、不動産の管理、処分など） ・ 身上保護（福祉・医療サービスに関する契約・費用の支払いなど）	予め公正証書で契約した内容	・ 福祉サービスの利用援助 ・ 日常的な金銭管理 ・ 書類などの預かり
消費者被害への対応	同意権・取消権の付与により、契約取消しも可能	取消権なし 定期的な訪問での見守り	定期的な訪問での見守り
終了・解約	・ 本人が死亡した時 ・ 家裁において後見等開始審判の取消しがされた時	・ 本人が死亡した時 ・ 本人の意思で契約を解除する場合は公証人の認証が必要	・ 本人が死亡した時 ・ 本人の意思で解約できる

※公証役場とは、公証人（裁判官や検察官などのように、法律事務の経験を積んだ公務員）が執務を行う事務所のこと。契約や離婚、遺言などに関して証明力の高い文書を嘱託により作成する機関である。

## 【あなたの意思確認シート～医療・ケア・最期の迎え方編～】

いつか起こりえる時（突然の事故や病気、認知症などで、自分の意思や希望を伝えることができなくなった時）に備えて、前もって医療やケア、最期の迎え方に対する希望や考えを、周りの支援者と一緒に話し、知っておいてもらうためのものです。この希望はいつでも修正でき、法的な意味はありません。※エンディングノートを既に作成されている方はこのシートは必要ありませんが、保管場所などを関係者へ伝えてください。

会議の日	令和 年 月 日	会議回数	回	本人氏名	様
参集者	氏名	所属・関係		連絡先	

治療に関して希望がありますか？（健康な方は「病気になったら」を仮定してお応えください）

<input type="checkbox"/>	1日でも長く生きられるような治療を受けたい
<input type="checkbox"/>	とにかく病気が治ることを目指して治療を受けたい
<input type="checkbox"/>	苦痛を和らげるための十分な処置や治療を受けたい
<input type="checkbox"/>	痛みや苦しみがなく、自分らしさを保つことに焦点をあてた治療を受けたい
<input type="checkbox"/>	できるだけ自然な形で最期を迎えられるような必要最低限の治療を受けたい
<input type="checkbox"/>	その他（ ）

希望する具体的な医療内容について、当てはまる項目にチェックを入れてください（複数可）

<input type="checkbox"/>	心臓マッサージやAEDなどの心肺蘇生（心臓や呼吸が止まった時に機能の回復させる）
<input type="checkbox"/>	人工呼吸器の装着（気管チューブを入れ呼吸を助ける機械につなぎ、肺に酸素を送る）
<input type="checkbox"/>	疼痛コントロール（薬物療法、神経ブロック、物理療法、心理療法などで痛みを軽減する）
<input type="checkbox"/>	中心静脈からの栄養や水分の補給（心臓付近の大きな血管にチューブを入れ、点滴で栄養補給）
<input type="checkbox"/>	鼻チューブによる栄養補給（鼻からチューブを通し、栄養剤を胃に送る）
<input type="checkbox"/>	胃ろうによる栄養補給（お腹に小さな穴を空け、胃に直接チューブを通して栄養剤を送る）
<input type="checkbox"/>	その他（ ）

将来、認知症や脳の障害などで自分で判断できなくなった時、どこで過ごすことを望みますか

<input type="checkbox"/>	自宅
<input type="checkbox"/>	自宅以外 <input type="checkbox"/> 介護施設 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/>	病状に応じて過ごすのに適した場所

最期を迎える場所について

<input type="checkbox"/>	自宅
<input type="checkbox"/>	自宅以外 <input type="checkbox"/> 介護施設（積極的な治療を希望しないので、対応が可能な場合は施設で看取って欲しい） <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/>	病状に応じて過ごすのに適した場所
<input type="checkbox"/>	分からない場合、判断を任せても良いと思える人がいる →その方の名前と間柄（ ）



### アパート等の解約・遺品の整理について

<input type="checkbox"/>	すべて処分してほしい
<input type="checkbox"/>	希望の方法がある (具体的な希望)

### 訃報を知らせてほしい人

氏名	連絡先	関係

### 遺言書について

<input type="checkbox"/>	ある
<input type="checkbox"/> 自筆証書遺言 <input type="checkbox"/> 公正証書遺言 <input type="checkbox"/> 秘密証書遺言	
<input type="checkbox"/>	ない
補足	

### その他、大切にしたいと思う事

ペットのことなど、気になる事を記入してください

令和    年    月    日      本人署名 \_\_\_\_\_

【役割分担シート】

このシートは、福祉サービスの利用や入院・入所の際に、本来なら家族等に依頼する役割を、本人を支える支援チームで分担するものです。※役割項目はその都度必要な内容に変更・追記してください。

会議の日	令和 年 月 日	本人の氏名		
本人の参加	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	氏名	所属・関係	連絡先
参集者				

役割項目	窓口となる者	支援内容
緊急連絡先に関する事	担当者氏名： 電話番号： 関係・所属： (補足)	緊急時の連絡を受け、支援チームと内容の共有をする
サービスの方針に関する事	担当者氏名： 電話番号： 関係・所属： (補足)	サービスの調整に関する相談及びケアプラン等への署名
利用料の支払い等金銭管理に関する事	担当者氏名： 電話番号： 関係・所属： (補足)	本人の預貯金から利用料等の支払いを行う
入院・入所の準備に関する事	担当者氏名： 電話番号： 関係・所属： (補足)	入院・入所の際に必要な物品の購入等
退院・退所に関する事	担当者氏名： 電話番号： 関係・所属： (補足)	居室の明渡しや退院・退所先の確保
その他	担当者氏名： 電話番号： 関係・所属： (補足)	借家への連絡、郵便物に関する事など

令和 年 月 日

本人署名 \_\_\_\_\_

【死後事務確認シート】

このシートは、本人が亡くなった後の事務手続等について、誰が行うかを関係者間で決めておくものです。

会議の日	令和 年 月 日	本人の氏名	
参集者	氏名	所属・関係	連絡先

項目	支援内容	担当者
遺体や遺品の引き取り	葬儀会社へ連絡をする	
死亡届、埋火葬許可申請	死亡届は記入後コピーを数枚とっておく ※火葬許可証は納骨まで保管しておく	
葬儀に関する事務	葬儀社との打ち合わせから葬儀費用支払までのやりとり	
遺骨の埋蔵	火葬後、納骨までの保管場所確認 納骨場所・お寺の確認、お布施の確認	
賃貸住宅に関する事	生前に本人が業者に依頼する形がベスト ※死後は死後事務委任の書類がある時のみ可	
各所への未払金の支払	入院費や公共料金等の支払い及び解約手続	
公的手続	健康保険の資格喪失届や年金受給権者死亡届など	
相続財産の引渡し	預っている預貯金通帳などを相続人に引き渡す	

# お守り♥手帳

## 緊急時(災害時) のお願い

**すぐに読んでください**

私に何かあったときは、  
この手帳を参考にしてください。

ふりがな

氏名

多度津町 高齢者保険課

## 基本情報

氏名	
生年月日	年 月 日生
血液型	A型・B型・O型・AB型 ( RH+ ・ RH- )
住所	多度津町
電話番号	( )
医療保険証	保険者名 記号 番号
病名	

介護の状況	<input type="checkbox"/> 要介護認定なし <input type="checkbox"/> 要介護度( )
身体障害者 手帳	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(等級 )
かかりつけ 医療機関	病院名
	電話番号
かかりつけ 薬局	病院名
	電話番号
かかりつけ 薬局	薬局名
	電話番号

## 緊急連絡先

### ◆家族等 (すぐに駆け付けてくれる方)

氏名  
続柄

住所

電話番号

### ◆家族等

氏名  
続柄

住所

電話番号

◆家族等

氏名

住所

電話番号

続柄

民生委員・自治会長・近所の方・友人など

担当ケアマネジャー（介護保険）

事業所名

担当者名

電話番号

薬の情報		
◆中断できない薬		
名前	飲み方	医療機関など

◆その他の薬

名前	飲み方	医療機関など

◆アレルギー・禁忌薬剤など

### 高齢者の方に関する相談窓口

- 生活上の困りごとなどの相談
- 介護予防教室などの紹介  
多度津町地域包括支援センター  
電話：(0877) 33-1138
- 介護保険窓口
- 医療と介護の相談窓口  
多度津町役場 高齢者保険課  
電話：(0877) 33-4488
- 夜間の急病の際に受診を迷った時の相談窓口（午後7時～翌朝8時）  
香川県救急電話相談  
電話：#7119  
または(087) 812-1055

# 本ガイドライン策定機関

## アドバイザー機関

香川県弁護士会
香川県司法書士会（リーガルサポートかがわ）
香川県社会福祉士会（ぱあとなあ香川）
町内医療機関（しおかぜ病院）
町内高齢者介護施設（特別養護老人ホーム桃陵苑）
多度津町民生委員・児童委員協議会
多度津町手をつなぐ育成会（知的障害（児）者のための団体）
香川県社会福祉協議会

## 策定会議出席機関

多度津町	高齢者保険課
	健康福祉課
多度津町社会福祉協議会	地域包括支援センター
	地域福祉課

本ガイドラインの掲載先：多度津町社会福祉協議会ホームページ

<https://tadotsusyakyō.com/>

